

令和2年 第9回

# 南会津町議会全員協議会 会議録

南会津町議会

## 令和2年第9回南会津町議会全員協議会会議録目次

11月30日（月）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎事務局職員出席者	1
◎開会の宣告	3
◎議長挨拶	3
◎議題	3
南会津町議会基本条例の改正について	3
南会津町議会災害対策支援本部設置規程の改正について	4
南会津町議会業務継続計画（議会BCP）作成について	5
その他	11
◎閉会の宣告	13

# 令和2年第9回南会津町議会全員協議会

## 議事日程

令和2年11月30日（月曜日）午前11時開会

- 1 開会
- 2 議長挨拶
- 3 議題
  - (1) 南会津町議会基本条例の改定について
    - ①第13条 議決事件の改正について
    - ②第18条 「災害対策支援本部設置」条文の追加改正について
  - (2) 南会津町議会災害対策支援本部設置規程の改正について
    - ①具体的行動を行うため第3条、第5条の改正
  - (3) 南会津町議会業務継続計画（議会BCP）作成について
  - (4) その他
- 4 閉会

## 出席議員（16名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

鈴木雄蔵 事務局長 星 貴夫 事務局長補佐

開会 午前11時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまから令和2年第9回南会津町議会全員協議会を開会いたします。



◎議長挨拶

○室井嘉吉議長 本日の全員協議会は、議長が招集をしたものであります。  
本日の次第はお手元に配付のとおりであります。



◎議題

○室井嘉吉議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、全員協議会は、議題について実質審議をする場ではなく、理解を深めるため協議または意見を調整する場であります。また、その発言時間は30分程度にしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、関連がありますので、（1）南会津町議会基本条例の改正についてから（3）南会津町議会業務継続計画（議会BCP）作成についての説明をお願いします。なお、質問、ご意見は項目ごとに行います。

それでは、議会運営委員長よりご提案願います。

12番、議会運営委員長、山内政君。

○12番 山内 政議員 それでは、南会津町議会基本条例の改正についての説明をいたします。

初めに、第13条の議決事件の改正についてでございます。

お手元の資料の1ページをご覧くださいと思います。

令和2年3月6日付で南会津町議会の議会改革について中間報告を行いました。その中で、議会基本条例について検証と見直しを提案いたしました。その項目の中に、第13条の議決事

件の検討がありました。

去る10月23日の第1回議員研修会で、説明及び議員からの意見聴取の後、本日提案します5項目削除について提案をし、了承を得ました。改めて削除する項目は、「地域防災計画」「環境基本計画」「障がい者計画」「農業振興地域整備計画」「森林整備計画」です。

研修会の席でもお話をしましたように、今後はそれぞれの計画を所管の常任委員会で事前に説明を求め、調査を行い、提案をしていくということになると思います。

次に、第18条、「災害対策支援本部設置」条文の追加改正についてでございます。

資料1ページ及び2ページでございます。

先ほど述べました中間報告の中で災害時の議会と議員の対応について提案をいたしました。

去る10月23日第1回議員研修会では、基本条例の第18条に「災害対策支援本部設置」を追加改正することで提案をし、了承を得ました。

資料の1ページ、災害対策支援本部、第18条。議会は、南会津町災害対策本部（南会津町災害対策本部条例（平成18年南会津町条例第197号）に基づき設置される災害対策本部をいう。）が設置されたときは、必要に応じ、南会津町議会災害対策支援本部（以下、「議会支援本部」という。）を設置する。

2 前項の議会支援本部の設置、組織、運営等に関し必要な事項及び議員の行動基準については、別に定めるという項目を基本条例の中に盛り込むということでございます。

ただいま説明をしました2つの件、第13条、第18条の改正案につきましては、12月定例会に議案として提案をいたしますので、ご承知おき願いたいと思います。

続いて、南会津町議会災害対策支援本部設置規程、以下については支援本部設置規程と呼ぶの改正について提案の説明をいたします。

具体的行動を行うために、規程の中の第3条、第5条の改正について説明をしたいと思います。

資料の3ページをご覧くださいと思います。

10月23日の第1回議員研修会では、支援本部設置規程の中に、次に説明する議会業務継続計画の中身まで盛り込んでの改正案を提案いたしました。これについては、後日の議会運営委員会で議会の業務継続計画は切り離して作成しようということになり、既にあります支援本部設置規程第3条、これは設置と、それから今回、報告というのを新たに追加をしました。これは、議員に安否確認の報告を行ってもらおうということを追加しました。同じく、4ページの第5条、本部員の対応では、地区の情報収集に努めるよう追加しました。

3 ページは設置・報告、第3条、新たに付け加えたものは報告と、中身は、議会支援本部を設置後、直ちに議員及び町災害対策本部にその旨を通知する。通知は議長の指示により議会議務局が行う。なお、通知を受けた後、各議員は別に定める安否確認表により、議会支援本部に報告を行うものとする。

続いて、4 ページ。

本部員、これは議会議員という意味です。第5条に付け加えるのは、連絡場所と連絡手段というものを明らかにするとともに、次条以下に定める事務に従事するという事で、また、「居住している地区及び近隣地区（以下、「地区」という。）」という文言を追加いたしました。

最後に、南会津町議会業務継続計画（議会BCP）作成についての説明をいたします。

10月23日の第1回議員研修会では、先ほど説明しましたように、支援本部設置規程の中に盛り込んで説明をしました。その後、議会運営委員会で先進地の議会を調査すると、議会業務継続計画（以下「議会BCP」）という名称での作成が多かったため、それに倣い今回新たに提案するものであります。

7 ページがその内容であります。

この議会BCPは、1の概要と目的で次のように盛り込みました。

本議会は、二元代表制の趣旨に則り、議事機関・議決機関・住民代表機関として、町民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害支援活動を行うことが求められる。

南会津町議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）は、災害対策支援本部設置規程に基づく災害時（以下、「災害時」という。）における議会の組織体制、指揮系統等及び議員の行動基準について定めるものである。これが目的であります。

続いて、2、基本方針では、議会の早期回復ということを明記しております。この中では、議会機能の早期回復、議員の行動指針を規定しております。

同じく、7ページの3、町との相互連携の中では、町と議会それぞれの役を踏まえて災害情報の共有と協力・連携を規定しております。組織体制につきましては、規程の4条に記載しております。

5、本部員、これは議員の活動でありますけれども、活動・行動基準では、平時のとき、それから災害発生時とそれぞれ行動や役割を規定、災害発生時には初動期、それから応急活動期、復旧活動期と、災害発生から日時が経過してのそれぞれの対応を規定しております。

続いて、11ページ。

最後になりますが、6、災害発生時における連絡体制ということではありますが、連絡体制では、議員の安否確認について様式を示して規定をしております。

以上、今説明をいたしました2つの項目につきましては、条例の可決後、施行日と併せて進めるということをご了承願いたいと思います。

以上が(1)から(2)、(3)までの説明でございます。

○室井嘉吉議長 それでは、これより1項目ずつやっていきたいと思います。

(1) 南会津町議会基本条例の改正の説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言をお受けいたします。

質問、ご意見ございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この中で削除された項目があるんですけども、ちょっと気になるのが、これから環境問題というのはすごく重要になってくると思うんですね。いろんな農業振興計画もそうですし、森林整備計画もそうなんですけれども、これを削除した、こういう理由でこれは議決事件の項から削除したというやはり説明が必要だと思うんですけども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 これにつきましては、先ほど中間報告ということで述べましたけれども、削除、それから追加というようなことで議会運営委員会の中で検討をしてみました。1つには、個々にはそれぞれ今2番議員が指摘されました環境基本計画というようなことがあります、特に今回提案するのは(1)、(2)、(3)のいわゆる骨格ですね。これをしっかり議決をして、議会としてはですね、で、(4)から(8)につきましては、全くやらないと言っているのではないんです。これはむしろ各常任委員会でそれぞれ専門性を発揮して調査をされて、足らざるところは提案をしていくという、そして最終的には、議会全員協議会、あるいは議員懇談会で個々の例えば地域防災計画なり、あるいは環境基本計画なりを全議員で共有すれば、議論は深まるのかなと、そういう意味で、議決事件というのはあくまでも骨格といたしますか、(1)、(2)、(3)についてしっかり見ていこうというようなことで提案をした、前回もそういう説明をしたと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 各常任委員会で審議して、そして全員協議会とか懇談会で検討するというお話でしたけれども、実際に今の常任委員会の在り方で、常任委員会でどういう質疑をさ



れたか、どういう内容の議論があったかというのがなかなか分かりづらい。その中で、それを常任委員会に任せるということが果たして適正なんでしょうか。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 適正というよりも、そこでしっかり議論をした経過を全員協議会でも話をする事ができますので、私は適正だというふうに思っております。

〔「分かりました、了解です」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私はこの基本条例に基本的に反対です。

今、2番議員がおっしゃったように明文化はできます。しかし、明文化したものをどういうふうに行に移していくかというのは、施行細則なり、そうした体制、組織体制の在り方をしっかりしないといけない。

今の常任委員会で対応できる、あり得ないです。常任委員会はほとんど今、実施されているのは、本議会の前の議案の説明で終わっています。それはなぜか。いろいろな理由があると思いますが、委員長さんも忙しいんですよ。やはり議員の人たちは忙しいんですよ。役場には来ていない、議会には来ていないかもしれない。しかし、この間、議員は政務調査をしているんです、個人的に。

ですから、こういうことをもしもう一度議会で議論するのであれば、環境基本計画については執行部がどういう課題を抱えていて、どういう問題があるから、これについては議会を外す、あるいはまた別な森林整備計画については、実態がこうだから、この実態に対して議会がある意味で前もって介入することが望ましくないの、これは委員会としてやっていく、こういう筋書をきちっと立てて、具体的に立てて、私は議会のあるべき姿をつくっていただきたい。

そうしないと私たちは、何回も言いますが、議員一人一人が信託を受けてここにいるんですよ。常任委員会の議案審議すら知らされていないですよ、町民に。それをきちっと知らせるならば、常任委員会でこういう問題で説明をし、説明を聞き、調査をし、そしてさらにその調査に基づいて執行部に提案をする、これならば分かります。ですから、私はこの出てきた背景がよく分かりませんが、反対を改めて表明させていただきます。

○室井嘉吉議長 先ほど来、提案者も申し上げましているように、これは条例改正でございますから、最終的には12月の議会で改めて議案として提案がされます。今日の協議会の中では、その中身についての内容をお互い理解し合うと、こういう趣旨でございますので、ぜひその点はご了承をいただきたいと思っております。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 議長の今の意見については素直に受け入れさせていただきます。いただきますが、もう一言申し述べさせていただければ、これを決めるに当たって、どのくらいの審議時間を費やしたか、あるいはその議事録は残っているかお伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 それでは、12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 明確な時間はちょっと今は確認できませんので、答弁はできませんが、議事録については議会で概略は取っていると思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 事務局で保管されているというふうに考えてよろしいと思いますので、後でそれを精査させていただくということで今日の発言は終わります。

○室井嘉吉議長 事務局長。

○鈴木雄蔵事務局長 今ほど議運の委員長から会議録の話が出ましたが、暗記はしていなすすけれども、事務局で概要ということで記録させていただいておりますので、正式な本会議とか全員協議会とか、そのような精度というような記録ではございませんので、一般的な会議録とはちょっとレベルが違うということでご了承いただきたいと思います。

[「はい」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 そのほかはございませんか。

[発言する者なし]

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、この件に関する質問、ご意見等は終わりにしたいと思います。

次に、(2)南会津町議会災害対策支援本部設置規程の改正についての説明内容について、質問、ご意見等ございましたら、発言を受けてまいります。

質問、ご意見はございませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これはその後の議案にも関係するかもしれませんが、これを見ると、事務局、いわゆる議会事務局の職員が少なからずこれの対応に当たるということになります。

私、前から言っていますが、議会事務局の職員が議会活動をする上で十分満たされた人員であるかどうか、ここのところも今後精査しながら、あるいは仮に精査して議会から出したとしても、これは町長の、執行者の権限でするのでいかんともしい難いんですが、そこも考えながらやっぱり議会の機能を充実させていく、そういうことをしていかないと、目指すものがしっかり

した旗印があっても、そこまで到達しないという懸念が持たれますので、このことを意見として申し上げておきます。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この災害での計画なんですけれども、これ、どれくらいの災害を目安として考えていますか。例えば、東日本大震災のときのことを想定しているのか、それとも豪雨災害、同年にあった豪雨災害のことを想定しての話なのか。

私はこの安否の通知とか、そういうのを事務局で行うとしても、それクラスの災害があった場合、通信網はもう駄目だと思います。事務局が果たして本庁に来られるかどうかも私は疑問だと思うんです。これを大体どれくらいの災害を予想して作成されたものかどうかお聞きします。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 先ほど提案をいたしました資料1の災害対策支援本部という第18条の中で、これは南会津町災害対策本部が設置されたときであります。あくまでも町が災害対策本部を設置された、そういう災害が起きたというときに、それに対して議長が判断をして支援本部を立てるか、立てないかということで、そこからが始まりです。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 設置基準としては、今ほど山内委員長からお話しさせていただいたとおりですが、設置基準として例えばほかの町なり、参考にしたところでは、震度6以上とかそういういろんな具体的な基準があったわけですが、やはりそこじゃなくて、町の災害対策本部設置基準というのが、14ページをちょっと見ていただきたいんですけれども、その中で3項目にわたって記載をされています。

1点目が、大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。2点目が、災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。3点目が、災害救助法による救助を適用する災害が発生したときということで、それで町のほうとしてはその3項目の中どおりの判断で災害対策本部を設置するというような形で、それについて議会としてその設置については、町が町災害対策本部の設置基準で設置した場合、議会としても判断をするというような流れになっているということでご理解をお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 大体渡部議員の説明で分かりましたが、私が一番心配しているのは、

町が対策本部を設置したら議会も連動してやると。ところが、どうやって町が対策本部をその混乱の中設置したかどうかの把握ですよ、各議員が。その確認というのは、例えば議員に対策本部が設置されましたよと連絡が行けばいいですよ。ところが、その連絡は誰がするかということ。事務局がするのか。ところが、事務局が、これ、もし災害が起きて来られない場合、誰がするかと。やはりそういう具体的なものが必要じゃないかなと私は思うんですけども。基準として町が対策本部をやったら議会もやります、それは分かるんです。私が言いたいのは、そういう困難なときにどう対応するかというのが本当の災害時の対応じゃないかなと私は思うんですけども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今ほど2番議員が危惧されているように、すごい災害のときにどうするんだということは、これは町自体も同じだというふうに私は考えています。ただ、そういう中で、ここに第3条の中で設置と報告、やはり基本的には議員の方が行動基準がないと、もし議員が安否が確認できないような状態、それだって災害の種類によっては発生をしないということはないと思うんですが、やっぱりその判断というのが町が災害対策本部をつくったものを受けて、議会としては対応していくというような形、ここでは通知は議長の指示により議会事務局が行う、町としても議会事務局長に事務局の確認をしましたら、町のほうの災害対策本部の構成員には議会事務局長が入っているというような形で、来ない場合、来られない場合、そこのところはざっくりばらんに言ってその時点ではまだ議会として災害対策本部ができないような可能性のほうがあるのではないかな。

確かに、最悪のことまで想定をして、そして対応するといったとしても、まさに議会事務局もない中で、何らかの動きを取れるかということ、やっぱりそれは私自身も取れないんじゃないかなというふうに考えます。やはりそこのところは、そこからずれていった形で、遅れるかもしれないませんが、こういう流れの中で実際に議員が取るべき、あとは議員がやっぱり自分の安全を、家族なり、安全を優先しながら対応していただくというような形で、今回、他の市町村は、主として石川町の流れを参考にさせていただきましたけれども、一応そういうような形で今回の整備を図ったものだというふうにご理解をお願いしたいと思います。

〔「はい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 それでは、ほかにないようでありますので、質問、ご意見等については終了

をしたいと思います。

それで、この南会津町議会災害対策支援本部設置規程の改正については、若干変則になります。これは先ほど来、第18条に対策本部設置をするという条例改正等の案が出ておりますが、これは12月議会での議案でございます。

ただ、今回のやつについては議案にはなりませんので、今までのご意見、質問等をいただいた中で、この設置規程について大きく意見の相違はございませんので、この場で支援本部設置規程の改正については、改正することについて確認をいただきたいというふうに思います。そして、最終的な施行日の関係については、条例成立後、その条例の施行日と併せて施行していくと、こういうことに扱っていきたいと思いますので、よろしくご了承のほどお願いします。いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 よろしく願いをいたします。

次に、(3)南会津町議会業務継続計画(議会BCP)作成についての説明内容について、質問、ご意見などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、質問、ご意見等を終了いたしたいと思います。

これについても、先ほどの議案と同様、南会津町議会業務継続計画(議会BCP)の作成をすると、このことについてご了承をいただきたい。施行日については、同じく条例との関連がございますから、条例改正後それぞれ併せて対応すると、こういうことについてもご理解の上、よろしく願いをしたいと思います。

以上で、この案件について終わりたいと思います。いかがですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 よろしくご了承願います。

次に、その他についての説明をお願いいたします。

12番、議会運営委員長、山内政君。

○12番 山内 政議員 その他について説明をいたします。

全員協議会資料の15ページをご覧いただきたいと思います。これは、会議規則の改正についてであります。そして、17ページが南会津町議会の傍聴規則の改正でございます。

初めに、この2点について説明をいたします。

これにつきましては、令和2年7月27日の南会津町議会議員懇談会で説明をし、議論をし、

了承を得たものであります。

続いて、中身につきましては、15ページにつきましては、「写真機及び録音機」というところの削除でございます。それから、17ページの傍聴規則につきましては（４）の「マイク、録音機、写真機」それから２行目の「ただし、第9条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く」これを削除ということで、提案をするということでございます。

この２つにつきましては、規則の改正でありますので、12月議会に提案をして審議をいただくということになります。

続いて、19ページと21ページについて説明をいたします。

南会津町議会運営申合せ事項の改正について、それから、議案審議に伴う質疑の方法の改正について、いずれも令和2年7月27日南会津町議会議員懇談会で説明をし、議論し、了承を得たものであります。

このときに、この27日に議長が懇談会の最後に、議長が文言の整理をして9月の全員協議会に修正提案をするというふうに申し上げました。であります。先ほど申しましたように規則の改正2件を経ないとこの申合せ事項が機能しませんので、12月の改正議決後に施行するというふうなことでご了解をいただきたいと思っております。

内容につきましては、再度確認をいたしますが、19ページの赤書き（２）議場では携帯電話、スマートフォン、タブレット等の使用を禁止する。

続きまして、21ページ、議案審議に伴う質疑の方法についてであります。2の注意事項で、質疑に当たっては、所管委員会の事務に関するものは原則として質疑をしないということでやってきましたが、ただし、所管委員会で説明員が答えることが困難な場合は、質疑を認めることとするということであり。これは具体的に申し上げますと、常任委員会で町長しか答えられないようなことについては常任委員会では答弁がありませんので、そういった場合は本議会で説明を求めることを認めるという、そういうことの中身であります。

以上であります。

○室井嘉吉議長 それでは、これよりただいまの説明内容について、質問、ご意見等ありましたら、発言を受けてまいります。

ご意見、質問等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、質問、ご意見等を終了いたします。

それでは、若干議事整理をしたいというふうに思います。

15ページ、南会津町議会会議規則の改正、さらには17ページ、南会津町議会傍聴規則の改正、これについては改めて12月議会に提案をすると、こういうことになりますので、ご了承願います。

そして、19ページの南会津町議会運営委員会申合せ事項、さらには21ページの議案審議に伴う質疑の方法については、本日の全員協議会をもってこの改正について確認をします。ただし、施行日については12月議会の規則改正等の関係もごさいますので、規程改正等の関係もごさいますので、施行日はそれらに併せて施行日を決定していくと、こういう扱いにしたいと思いますので、十分その辺のところもご理解の上、ご了承をいただきたいと、こう思います。いかがですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 分かりました。そのような扱いにさせていただきます。

以上をもちまして協議議題は全て終了をいたしました。



#### ◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 これをもちまして全員協議会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時47分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は  
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉